

ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議

ロシア、プーチン政権のウクライナへの侵略は、国連憲章に違反し国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であり、国連憲章を支持する日本国の地方議会としては、断じて許すことはできない。

ミサイルなどの爆撃により、多数の民間人を含む人々の命が奪われており、ウクライナに拠点を置く日本企業をはじめ現地在留邦人の生命も危ぶまれる事態である。

このような武力を背景にした一方的な現状変更は、武力の行使を禁ずる国際法の明白な違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので看過できない。

八丈町議会は、ロシア軍の侵略に対し断固抗議する。そして、ウクライナへの侵略、軍事行動を直ちに中止し、部隊を撤収するよう求めるものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努め、国際社会と連携し、ロシアに対しての制裁措置の徹底及び強化を図り、あらゆる外交資源を駆使して、ウクライナの平和を取り戻すことを強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月16日

東京都八丈町議会